

大学評価・学位授与機構 の見直し内容(案)の概要

平成25年12月17日
文部科学省高等教育局

第1. 事務及び事業の見直し

1. 認証評価事業の先導的役割への特化

認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化し、特に、民間認証評価機関への専門的知見等の提供を積極的に行うことなどにより、民間認証評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるようにするための取組を実施する。さらに、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、本法人自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し、将来的な廃止を含め、在り方を検討する。分野別認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の負担割合を段階的に削減し、次期中期目標期間中にその具体的な削減目標を設定する。

2. 学位授与事業の運営費交付金負担割合等の見直し

学位授与事業のうち単位積み上げ型については、受益者負担の観点から、手数料収入の引上げやコスト縮減により運営費交付金の負担割合を下げていくこととし、次期中期目標において、その具体的な削減目標を明記する。また、申請者への負担軽減や大幅な審査業務の効率化を図るため、業務効率化に伴うコスト削減額を明確化しつつ、新たな審査方式を導入する。

3. 「大学ポートレート(仮称)」運営に係る目標の明確化

「大学ポートレート(仮称)」の運営方針の決定に当たっては、大学コミュニティ関係者により構成される運営委員会と、事業の実施主体となる本法人との役割分担を明確化し、「大学ポートレート(仮称)」導入による効果の最大化を図るため、次期中期目標に具体的な成果目標を明記し、その成果について毎年度厳格な検証を行う。

4. 調査及び研究事業の見直し

次期中期目標においては、具体的な成果目標を設定する。認証評価に係る調査及び研究事業については、本法人が先導的役割を担うためのものに限定し、民間評価機関のみで国際通用性のある質の高い評価を実施できる環境整備のための取組を実施する。

第2. 業務全般に関する見直し

1. 具体的かつ定量的な目標を設定する。
2. 内部統制について、さらに充実・強化を図る。
3. 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。
4. 集約化やアウトソーシングの活用などにより、管理部門をスリム化することについて検討することとする。
5. その他、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組を着実に実施する。

第3期中期目標期間における大学評価・学位授与機構の在り方

我が国の国公私を通じた高等教育の質保証機関としての業務が質量ともに高まる中、業務の質を維持しつつ不断に見直しを行い、効率的、効果率に事務・事業を展開

◆ 政府の方針等

「これからの大学教育等の在り方について」教育再生実行会議第三次提言（平成25年5月28日）

グローバル化に対応した教育環境づくり、学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能の強化、大学等における社会人の学び直し機能の強化 等

「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）

「成果目標2 課題探究能力の修得」「基本施策9 大学等の質保証」
大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立、大学情報の積極的発信、大学評価の改善、分野別質保証の取組の推進、国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化 等

「大学評価・学位授与機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」総務省政策評価独法評価委員会（平成25年12月16日）

認証評価事業の先導的役割への特化、学位授与事業の運営費交付金負担割合等の見直し、「大学ポータル（仮称）」運営に係る目標の明確化、調査及び研究事業の見直し

◆ 国際的な動向

国境を越えた質保証を伴った大学間交流や学生交流が活発化

- 諸外国では地域レベルでの質保証枠組み構築の動きが進行中
- 高等教育の質保証は各国共通の課題。近年、諸外国では、政府が枠組み構築に積極的に関与（米国・英国・フランス・豪州等）

◆ 国内の課題（中教審答申「新たな未来を築くため大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月）

- 日本の学生の学修時間の低さ
- 「学士力」を備えた人材育成
→主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換
- 設置基準の明確化や設置認可制度・認証評価制度の在り方等、大学の質保証システム全体の改善・充実の必要性 等

◆ 機構の外部検証（平成24年度）

大学、産業界、海外の質保証機関等による第三者評価を実施

- 次期中期目標期間に向けて、主要な業務を継続して行う意義・必要性が明確であり、戦略的・重点的に業務を充実・強化を図ることが適当

【主な提言等】

- ・国際通用性向上等の取組みを進める上で、機構が認証評価を実施することが適当
- ・調査研究の成果が各大学の業務に活かされていること等を高く評価
- ・内部質保証人材育成のためのプログラム開発等を組織的に検討すること、質保証参照情報の提供を行うことを期待

基本方針

1. 質を維持しつつ、不断に見直しを行い、効率的に業務を実施
2. 国際通用性を視座に置き、戦略的な資源集中で効果的に業務を展開
3. 質保証・国際通用性の向上に資する大学等連携業務を強化
4. 各事業の基盤となる調査研究業務を一体的に実施

評価事業

- 認証評価の改善、充実
 - ・国際的動向や高等教育施策を踏まえ、高等教育の質保証における先導的役割を強化
- 選択評価の更なる充実
 - ・特徴的機能に着目した評価手法を開発・実施し、大学等の個性を伸長
- 第2期国立大学法人評価の実施と第3期の検討
 - ・大学等の負担軽減にも配慮した効率的・効果的な評価を実施

学位授与事業

- 高専・短大の認定専攻科修了者への学位授与の円滑化
 - ・手数料収入の引き上げやコスト縮減等により運営費交付金負担割合を減少し、平成23年1月の中教審答申を踏まえ、新たな審査方式で学位審査・授与を実施

質保証連携事業、調査研究

- 「大学ポータル（仮称）」運営支援（平成26年度稼働予定）
- 国内外の機関横断的な質保証
 - ・認証評価機関連絡協議会等を通じ、国内外の評価機関との連携・協力
- 質保証に関わる人材育成
 - ・大学等の担当者・第三者評価者の能力向上プログラムを開発・提供
- 大学評価・学位・質保証連携に関する調査研究については、具体的な成果目標設定し、各事業と一体的に実施

組織の見直し等

- 事業展開に即して戦略的な組織編制、教職協働の強化
- 質保証を支援するため、大学等と連携した組織体制を構築

国内外の高等教育の動向を踏まえた事業の見直し